

2022年度 キリコ見学バス運行

和倉温泉旅館協同組合加盟旅館ご宿泊者対象企画

和倉温泉お祭り会館から各祭り会場まで送迎いたします。ご希望の方は、**ご宿泊の旅館へお申し込み下さい。**
※見学バスは事前にご予約（当日17時まで）が必要です。
※祭りの催行状況により急遽運行が変更となる場合がございます。

祭 り 名	運 行 日	料 金	集 合 場 所	出 発 時 刻	現 地 滞 在 時 間	旅 館 時 刻
1 あばれ祭り	7/ 8(金)	1,500円	お祭り会館	19:30	21:00～22:30	24:00
2 向田の火祭	7/30(土)	1,000円	お祭り会館	20:30	20:50～22:10	22:30
3 石崎奉燈祭	8/ 6(土)	—	一部の旅館にてマイクロバス送迎あり（ご宿泊旅館へお尋ねください。）			

1 あばれ祭り [能登町宇出津]

7月8日(金)
7月9日(土)

※見学バスは7/8のみ



キリコデータ 大人キリコ38基（高さ7m）・子供キリコ13基（高さ3～4m）・あばれ神輿2基

祭りの概要

初日の夜、50基あまりの白木造りのキリコが港広場（役場前）で燃え盛る6本の大松明の周りを、火の粉を浴びながら乱舞する勇敢な様はまさに圧巻です。『能登のキリコ祭り』の中でこれだけ激しくあばれ周る祭りは他にありません。その昔この地で猛威を振るった疫病鎮めのために行ったのが由来です。

2 向田の火祭 [七尾市能登島]

7月30日(土)



キリコデータ キリコ7基（高さ8m）

祭りの概要

火祭り広場に立てられた約30mの柱松明の周囲に燃え盛る手松明を持って男衆が駆け回ります。合図とともに一斉に手松明を柱松明に投げつけると、柱松明がたちまち巨大な火柱となり、火焰が天を焦がす様子は圧巻です。大松明の倒れた方向によって、豊漁・豊作を占います。また、柱松明の先につけられている御幣を取ったものは延命息災が叶うと言われていいます。

3 石崎奉燈祭 [七尾市石崎町]

8月6日(土)



キリコデータ 大人キリコ6基（高さ13～15m、重さ2t）・子供キリコ6基（高さ約5m）

祭りの概要

石崎町は昔ながらの漁師町で、海の男達がねじり鉢巻に地下足袋、きつく締めたサラシにお守りを携え、威勢のいい掛け声で奉燈（キリコ）を担いで練り歩きます。夜になると大奉燈に灯火が献じられ、武者絵や大書の墨字が浮かび上がり、幻想的な空間を醸し出します。クライマックスには堂の前広場に全基が集集し競い合うように乱舞し興奮は最高潮に達します。

～皆さまにご安心してご乗車いただけるようご協力をお願いします～

車内では正しいマスクの着用をお願いします。



大声での会話はお控えいただきますようお願いいたします。また飲酒もご遠慮ください。※やむを得ず、弁当等で食事をする際には黙食でお願いします。



車内のゴミはエチケット袋に入れてお持ち帰りください。



和倉温泉旅館協同組合（わくたまトラベル）旅行条件書

この書面は、旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。詳しい旅行条件を説明した書面をお渡しいたしますので事前に確認の上お申込み下さい。

1 募集型企画旅行契約

- (1) 和倉温泉旅館協同組合（以下「当組合」といいます）が企画・募集し実施する国内旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当組合と募集型企画旅行契約を締結することになります。
- (2) 募集型企画旅行の内容・条件は、各コース毎に記載されている条件の他、ご旅行申込み時にお渡しする旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表及び当組合旅行業約款募集型企画旅行契約の部にあります。
- 2 旅行のお申込みと契約の成立
 - (1) 申込書に所定事項をご記入のうえ、お一人様につき下記の申込金または旅行代金の金額を添えてお申込みいただきます。お申込金は旅行代金取消料又は違約金のそれぞれとして取り扱います。
 - (2) 電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申込みを受け付けます。この場合予約の時点で契約は成立しております。当組合からの予約の旨を通知した日、予約申込みの翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込金を提出されない場合は、お申込みはなかったものとして取り扱います。
 - (3) 申込金（お一人様につき）は参加料金と同額です。
 - (4) 募集型企画旅行契約は、契約の締結を承諾し前(3)の申込金を受領したときに成立したものとします。
 - (5) 通信契約による旅行契約は、お申込みを承諾する通知を発した時に成立します。ただし、E-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到着したときに成立するものとします。
- 3 旅行中止の場合
ご参加のお客様が当パンフレットに明示した最少催行人員に満たない場合、当組合は旅行の催行を中止する場合があります。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日前に当たる日（日帰り旅行は3日前）より前に連絡させていただき、お預かりしている旅行代金の全額をお返しいたします。
- 4 旅行代金に含まれるもの及び含まれないもの
 - (1) パンフレットに記載された旅行日程に明示した交通費、消費税等諸税及び添乗員同行費用が含まれます。
 - (2) 旅行日程に記載のない交通費等の諸費及び個人的性質の諸費用は含まれません。
- 5 お客様からの旅行契約の解除【取り消し料】
 - (1) お客様はいつでも次に定める取消料（1名様につき）をお支払いいただき、旅行契約を解除することができます。

ます。この場合、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引き払い戻いたします。申込金のみで取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。

コ ー ス	取 消 料	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	右記日帰り旅行以外	日 帰 り 旅 行
①21日目に当たる日以前の解除	無 料	無 料
②20日目に当たる日以前の解除	旅行代金の20%	無 料
③10日目に当たる日以前の解除	旅行代金の20%	旅行代金の20%
④7日目に当たる日以前の解除	旅行代金の30%	旅行代金の30%
⑤旅行開始日前日の解除	旅行代金の40%	旅行代金の40%
⑥旅行開始当日の解除	旅行代金の50%	旅行代金の50%
⑦旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%	旅行代金の100%

- (2) なお、取消日とは、お客様が当組合の営業日、営業時間に解除する旨をお申し出いただいた日とします。
- (3) お客様のご都合で出発日・コース・宿泊ホテル・人数などを変更された場合にも上記の取消料が適用されます。
- 6 個人情報の取り扱いについて
 - (1) 当組合及び下記「販売店」欄記載の受託旅行業者（以下「販売店」という）はご提供いただいた個人情報について、①お客様との間の連絡のため、②旅行に関して運送・宿泊機関等のサービス手配、提供のため、③旅行に関する諸手続のため、④当組合の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険手続のために利用させていただきます。
 - (2) 当組合及び販売店では①取扱う商品のご案内、サービス等のご案内②ご意見やご感想、アンケートなどのご提供③統計資料の作成の場合にお客様の個人情報を利用させていただく場合があります。
- 7 ご旅行条件・ご旅行代金の基準
このご旅行条件は作成日を基準としています。
また旅行代金は作成日現在の有効な運賃・料金及び規則を基準としています。

【旅行企画・実施】わくたまトラベル（和倉温泉旅館協同組合）石川県知事登録旅行業 第2-248号（社）全国旅行業協会会員

〒926-0175 石川県七尾市和倉町2-13-1 TEL 0767-62-1555 国内旅行業務取扱管理者：平野 正樹